

高砂市公金管理運用基準

（目的）

第1条 この基準は、高砂市が保有する公金の保管及び運用に関し必要な事項を定めることにより、適正な公金の管理及び運用の実施に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この基準において「公金」とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金に属する現金、預託金、一時借入金（当座借越金を含む。以下同じ。）及び公営企業会計の資金をいう。

（基本原則）

第3条 公金の管理及び運用に当たる者は、安全性及び確実性、流動性並びに効率性を確保することを原則として、次に定めるところにより、公金管理及び運用を行うものとする。ただし、歳計現金、歳入歳出外現金及び公営企業会計の資金については、安全性及び確実性並びに流動性を効率性に優先して確保するとともに、経常的な支払等に支障を来すことのないよう十分留意するものとする。

（1）安全性及び確実性の確保

資金の元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管し、運用するとともに、預金については金融機関の経営の健全性に留意する。

（2）流動性の確保

高砂市における資金計画の推移を把握し、支払等に支障を来さないために必要な資金を確保するとともに、不測の資金需要に備え、資金の流動性を常に確保する。

（3）効率性の確保

安全性及び確実性並びに流動性を十分確保した上で、運用収益の最大化を図るとともに、効率的な資金調達に努める。

（公金管理運用検討委員会）

第4条 公金の適切かつ有効な管理及び運用を図るため、高砂市公金管理運用検討委員会を置く。

2 高砂市公金管理運用検討委員会の組織及び運営は、別に定める。

（運用方法）

第5条 公金の運用は、次に掲げる方法によるものとする。

- （1）決済用預金（普通預金無利息型、当座預金、別段預金）
- （2）定期預金及び普通預金
- （3）一般会計への繰替運用
- （4）債券運用（国債、政府保証債、地方債等の元本保証のあるものに限る。）

- 2 公金の運用は、公金の種別により、その目的、性質及び流動時期等を考慮し、第3条に規定する基本原則に則った最も適切な方法により行わなければならない。

(歳計現金)

第6条 会計管理者は、歳計現金が支払に対応する準備金であることから、各課から毎月、翌月以後3か月分の資金計画書を提出させ、これに基づき収支予測表を作成し、資金需要を把握する。

- 2 収納された歳計現金は、指定金融機関の会計管理者口座に入金し、管理する。
- 3 会計管理者は、公金預金保護の観点から必要と判断した場合には、前項の規定にかかわらず、支払事務の執行に支障のない範囲の金額を他の金融機関に移動することができる。
- 4 会計管理者は、収支予測表から一時的な資金余裕が生じたと判断した場合には、定期預金による運用を行うことができるものとする。この場合において、当該定期預金の保管期間は、一会計年度内とする。
- 5 預金による資金の運用に当たっては、高砂市の借入金が存在する金融機関を第一優先の預金先とする。この場合においては、当該金融機関の預金規定等に保険事故発生時の相殺規定やペイオフ対策に関する規定が整備されているか否かを確認する。
- 6 債券による資金の運用（前条第1項第4号の債券運用に限る。）に当たっては、残存期間の短い債券による一会計年度内の短期運用とする。
- 7 前項の規定により運用を行う場合は、高砂市公金管理運用検討委員会で調整の上、別に定める高砂市債券運用基準に基づきこれを行うものとする。

(歳入歳出外現金)

第7条 歳入歳出外現金の管理運用は、歳計現金の例による。

(基金)

第8条 各種基金は、当該基金に係る条例に定める特定の目的に応じ、確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金の管理運用は当該基金を所管する部の部長（以下「基金所管部長」という。）と会計管理者が協議の上、これを行うものとし、その方法は歳計現金への繰替運用又は決済用預金とする。ただし、基金所管部長は、安全性及び確実性の確保を第一とした上で、第5条第1項第4号の債券運用をすることができるものとする。
- 3 前項ただし書の規定により債券運用を行う場合は、高砂市公金管理運用検討委員会で調整の上、別に定める高砂市債券運用基準に基づきこれを行うものとする。

(支払資金に不足が生じた場合の措置)

第9条 支払資金に不足が生じた場合は、基金からの繰替運用又は金融機関からの一時借入金により資金調達を行うものとする。

2 一時借入金の資金調達先は、指定金融機関又は収納代理金融機関とする。

(預託金)

第10条 制度融資に係る預託金については、原則として決済用預金で保管するものとする。
ただし、当該預託金を所管する部の部長と会計管理者が協議の上、借入金債務のある金融機関との間で当該借入金債務と相殺できると会計管理者が判断した場合又は預金保険法（昭和46年法律第34号）若しくは農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）の対象となる預金で当該預金がこれらの法律に規定する保護の範囲内である場合は、定期預金ができるものとする。

(公営企業会計の資金)

第11条 公営企業会計の資金の管理運用は、第6条、第7条、第9条及び第10条の例による。

2 公営企業会計の資金については、公営企業管理者が責任をもって主体的に管理運用を行うものとする。この場合において、金融機関での預金については、市全体として市の預金債権と借入金債務との相殺が前提となることを踏まえ、両者の金融機関の預金額等の調整を図るものとし、相殺等について支障が生じるおそれがあるときは、高砂市公金管理運用検討委員会で調整するものとする。

(公金管理の権限及び責務)

第12条 会計管理者、公営企業管理者及び公金を所管する部の部長は、金融情勢に応じた的確な判断の下で安全性及び確実性、流動性並びに効率性を確保した上で、公金管理を行うよう努めるものとする。

2 会計管理者、公営企業管理者及び公金を所管する部の部長は、公金管理に関し、相互に連絡を密に取り、適宜に必要な協議調整を行うものとする。

3 公金管理に従事する者は、公金が公の財産であることを踏まえ、全ての公金管理に関する事項を判断し、決定し、又は実行するに当たり、法令及びこの基準に定める事項を遵守しなければならない。

附 則

この基準は、令和5年12月11日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年7月31日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年7月1日から施行する。